

資料

明治三年の知事教諭

その全文と史料としての意義

資料提供
直川村・会員
解説 羽柴
講義 柴松
実践 上村

明治三年七月

知事

教諭

人としてその道を守らんに、終て父は義理を専らとして能其家内を正し、母は慈愛にして能其下を養ひ、兄は弟を憐み、弟は兄をうやまひ、子は孝を盡して親の心べかひなきよう能つかへ、第姉は嫁と我生みし子の如くあはれみ、嫁としては實父母のごとくつかへ、夫婦は互に恩義を守りともに世を渡り嘗むべし。然るに何のゆえもなくして妻を出し、或は女の道を失ひて夫の家を出るは、皆恩義を忘れたるなり。

朋友は萬事傍なく聽に實情を以て相交り、悪事あらば異見を加へ、善き事あらばこれをほめ、若災難に逢て苦む者あらば打寄て援ひ恤み、吉凶の事ある時は其禮を深切にいたすべし。

忠角に人は心正直に義理深く、法度を堅く守り、己の業を精出すこそ善人にて、才智神の幸をも蒙り、又人の恵をもうけ、其家榮え子孫繁昌すべけれ。若氣魄我慢にして己の業をつとめず、親子兄弟夫婦の間もつまじからず、朋友は傳多く法度に背く者反

悪人にて神の御心にも叶はず、人にも見はなされ、終には外咎にも掛るなり。舊ち藩内の者共、右の筋相守るべき事肝要なり。

此書は皆へ目前の壁には置き、文字はわたらぬものは人々に尋ね朝夕に見るべし。故に家毎にをもてて、家内召仕ひのものまで能くをしてへ尊くべきものなり。

(注) 読者の便を考え逐節仮名と普通仮名とちがい、句讀点を省し、漢字にはルビを付けたが、文章は原文のみ。

解説

一、まず「明治三年七月」という年月について、—— 明治三年毛利高謙は佐伯藩の版籍を奉還し、佐伯県が置かれ、高謙又引続き藩知事に任命され、同家老以下上級藩士が執政・參政・公議人となつて、県政に当つていた。だからこの明治三年七月は、一段落ついた一年後の布告である。

二、従つて「知事」とあるは佐伯藩知事毛利高謙である。三、「教諭」といふと、今日では學校教師の職名に使つてゐるが、ここでは文官の官職連りで、諭告又は告諭の意味である。

四、用紙は和紙、大きさは約二三の大きさ、佐伯県内全戸に配つたと見えて平がな漢字で木版印刷と思われる。

五、諭告の内容は、維新の新政のことによくふれてなく、専ら當時の國民道德の基盤といふて、一家に於ける親子兄弟、嫁と舅姑との親和と十寸目(第一段)、朋友關係の交友と才すめ(第二段)、懇摺一と社會秩序をまもり、良い社会人をること(第三段)と、求めている。

六、佐伯藩では明治三年七月に禁固鑿剥が起つてゐるので、その動機や、新政に対する不満等を押さえるために、このよくな教諭を発したとの考えられる。

七、この資料は、操供首南海郡郡直川村大字横川村上寅氏所蔵、よく維新直後の民政と物語つてゐる貴重なものである。